

工場立地法に基づく緑地面積率等の緩和について

1 条例制定の趣旨

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定規模以上の工場に国が定める基準以上の緑地等の整備を義務付けています。

ただし、平成 24 年 4 月からは国が定める基準に代えて、地域の実情に沿って市独自の基準を適用できる地域準則条例の制定が可能になりました。

そのため、本市においても地域産業の発展を目的とし、本市独自の緑地面積率等を定めるために、条例を制定したいと考えています。

2 工場立地法の規制内容

一定の規模を満たす工場（以下、「特定工場」）は、敷地内に基準以上の緑地と環境施設を整備する必要があります。

(1) 規制対象（特定工場）（市内 45 件 令和 5 年 9 月 30 日現在）

製造業、電気供給事業（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）、ガス供給業、熱供給業で、敷地面積 9,000 m²以上又は、建築面積 3,000 m²以上の工場。

(2) 規制内容（現行）

区域	市内全域（一律）
緑地 ^{※1} 面積率	20%以上
環境施設 ^{※2} 面積率 (緑地を含む)	25%以上
重複緑地 ^{※3} 算入率	「敷地面積×緑地面積率×25%まで」

※¹緑地とは、樹木や芝その他地被植物が生育する部分。

※²環境施設とは、緑地・噴水・池・広場・太陽光発電施設等が設けられた部分。

※³重複緑地とは、樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する部分のことで、一定の割合まで緑地として算入することができる。

(例) 緑化駐車場（緑地と駐車場の重複）

工場棟の屋上緑化（緑地と建築物の重複）

※ 工場立地法が施行された昭和 49 年以前に設置されている工場については、設置初には緑地面積率及び環境施設面積率の基準が存在せず、基準に合わせた敷地利用計画を立てることが不可能であったことから、同法施行後に設置された工場と同じ基準を適用するのではなく、一定の緩和措置が適用されます（法準則備考）。

3 条例を制定し、緑地面積率等を緩和する理由

上記のように、工場立地法では製造業等の工場の敷地内に、緑地等を整備することを定めていますが、昭和 49 年の施行から 49 年が経ち、大気汚染防止法、騒音規制法等の環境規制体系の整備や環境負荷を低減する技術の進歩によって公害問題は大幅

に改善されています。

また、国が工場立地法を改正したことで、平成 24 年度からは地方自治体が地域の实情に沿った緑地等の基準を条例（地域準則条例）で定めることができるようになっていいます。それにより、長野県内では既に 24 市町村（31%）が地域準則条例を制定し、緑地等の基準を緩和しています。

本市においては、総面積の 84%を緑地が占める自然豊かな環境であります。そうした環境では、都市部のような緑地が少ない地域とは異なり、工場の緑地を緩和したとしても環境保全を図りながら工場立地を行うことができると考えています。

また、市内において製造業は主要な産業のひとつであり、製造業の従業員数（9,000 人）と付加価値額（42,342 百万円）は市内の産業で最も多く、市内の経済や雇用に大きく貢献をしています。今後は老朽化した工場の建替え・増築、デジタルトランスフォーメーション・グリーントランスフォーメーション、働き方改革等に対応するために設備投資が必要になります。しかし、工場立地法の緑地面積率等の基準によって大幅な設備投資が難しい状況であり、こうした状況が続くと、企業の競争力低下をもたらすだけでなく、最終的には、工場の市外移転を検討する企業が出てくるなど経済や雇用へ影響をもたらす可能性があります。

このような課題の発生を防ぐために、独自に緑地面積率等の基準を定める条例を制定し、茅野市内の産業振興と安定した雇用の維持・創出等を図りたいと考えていますので、ご意見をお聞かせください。

4 緩和の内容

条例で定める緑地面積率等の緩和の概要（案）

事業者の投資促進及び立地促進を図るため、国が定める基準内のうち最大限の緩和を行います。なお、住居地域と商業地域の緑地面積率等は現行基準を継続します。

区域	住居・商業地域	準工業地域	工業地域	用途地域が定められていない地域
緑地面積率	20%以上	10%以上	5%以上	5%以上
環境施設面積率 (緑地を含む)	25%以上	15%以上	10%以上	10%以上
重複緑地算入率	「敷地面積×緑地面積率×50%」			

※ 赤字は緩和を実施する箇所です。令和 6 年 4 月 1 日の施行を予定し、同日以降に新設または変更の届出が行われる特定工場に新たな基準を適用します。

※ 現行では、市内一律で緑地を 20%以上、環境施設を 25%以上確保する必要があり、重複緑地算入率は「敷地面積×緑地面積率×25%」まで認められています。

※ 特定工場の敷地が 2 つ以上の区域にまたがる場合には、敷地面積の割合が大きい区域の基準を適用します。

（例）敷地面積の 30%が「住居・商業地域」に属し、70%が「準工業地域」に属する場合には、区域に属する敷地面積の割合が大きい「準工業地域」の基準を適用します。

※ 工場立地法が施行された昭和 49 年以前に設置されている工場については、上記の表の緑地面積率と環境施設面積率を適用するのではなく、条例で定める基準を反映した一定の緩和措置が適用されます。

5 他の自治体の状況

経済産業省が公表している「工場立地法 規制の運用状況調査 結果（2021年度分）」によれば、緑地面積率等の緩和をしている市町村は全国で520市町村（30%）であり、長野県内では24市町村（31%）、近隣では岡谷市、富士見町、伊那市が条例を制定し、緑地面積等の緩和を実施しています。

6 今後の日程

パブリックコメント	令和5年11月29日（水）から令和5年12月28日（木）
議会	令和6年茅野市議会3月定例会に上程（予定）
施行日	令和6年4月1日（月）（予定）

7 最後に

茅野市としては、この条例により産業振興をはじめ多くの効果が見込まれることから、将来的に茅野市が発展していくためには必要な取り組みと考えています。しかしながら、規制緩和による環境への影響は小さいとはいえ、周辺環境の維持に対する配慮は重要であることから、規制緩和に当たっては緑地等を出来るだけ設けることや工場周辺部へ緑地等を配置し、常に周辺地域との調和を図るように求めてまいります。

パブリックコメントの応募について

- 1 応募期間 令和5年11月29日（水）から令和5年12月28日（木）必着
- 2 資料の閲覧 茅野市ホームページ又は下記の施設で資料を直接閲覧できます。
茅野市役所5階商工課、各地区コミュニティセンター又は茅野駅前ベルビア出張所
- 3 応募資格 次のいずれかに該当する方
 - （1） 市内に住所を有する方
 - （2） 市内の事務所又は事業所に勤務する方
 - （3） 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、その他の団体
 - （4） 市内の学校に在学する方
 - （5） 市内に別荘等を有する方

4 応募方法

氏名（又は法人名）及び住所をご記入の上、次のいずれかの方法で書面にて送付又は資料の閲覧ができる施設にお持ちください。匿名及び電話での受け付けはしていませんので、ご了承ください。なお、書面等での意見の提出が困難な方は、商工課までお申し出ください。

- 1 電子メールアドレス shoko@city.chino.lg.jp
- 2 郵送 〒391-8501 茅野市塚原2-6-1 茅野市役所 商工課

3 FAX 0266-72-4255

4 持参 資料閲覧ができる施設（上記）へ直接お持ちください。

5 ご意見の公表

令和6年1月中にホームページで公表する予定です（住所・氏名等は公表しません）。なお、いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしません。また、同様のご意見は集約することがありますので、あらかじめご承知ください。

6 問合せ 茅野市役所 商工課 工業・産業振興 72-2101（内線432・433）